

建設業者各位
建設関連業者各位

青森県県土整備部長

平成23年度青森県入札・発注制度の改善について（通知）

本県の建設業行政については、平素からご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

県では、建設工事及び建設関連業務の発注に当たり、公正な競争と適正な価格での契約を推進するため、平成23年10月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

記

1 建設工事に係る入札における最低制限価格の引き上げについて

適正な価格での契約を推進するため、建設工事に係る最低制限価格の設定基準を引き上げます。

（対 象） 設計額5千万円未満の建設工事

（改正内容）	改正前	現場管理費の70%の額
	改正後	現場管理費の80%の額

（改正後の算定方法）

最低制限価格は、次に掲げる額の合計額に消費税（5%）を加算した額とします。ただし、上限は設計額の90%、下限は設計額の80%です。

- （1）直接工事費の95%の額
- （2）共通仮設費の90%の額
- （3）現場管理費の80%の額
- （4）工事等級に応じた一般管理費の割合を乗じた額

工事等級		一般管理費の割合
土木一式工事及び建築一式工事の場合	左記以外の建設工事の場合	
特A級工事	A級工事	30%
A級工事	B級工事	40%
B級工事	C級工事	45%
C級工事	D級工事	50%

2 建設工事に係る入札における低入札価格調査基準価格の引き上げについて

適正な価格での契約を推進するため、建設工事に係る低入札価格調査基準価格の設定基準を引き上げます。

（対 象） 設計額5千万円以上の建設工事

(改正内容)	改正前	現場管理費の70%の額
	改正後	現場管理費の80%の額

(改正後の算定方法)

低入札価格調査基準価格は、次に掲げる額の合計額に消費税(5%)を加算した額とします。ただし、上限は設計額の90%、下限は設計額の80%です。

- (1) 直接工事費の95%の額
- (2) 共通仮設費の90%の額
- (3) 現場管理費の80%の額
- (4) 一般管理費の30%の額

3 建設関連業務に係る入札における最低制限価格の改正について

積算基準の改正に合わせ一部費目構成を変更するため、建設関連業務に係る最低制限価格の設定基準を改正します。

(対象) 全ての競争入札の建設関連業務

(改正内容)

	土木関係建設コンサルタント業務		補償関係コンサルタント業務	
改正前	技術経費の60%の額	諸経費の60%の額	技術経費の60%の額	諸経費の60%の額
改正後	その他原価の90%の額	一般管理費等の30%の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の30%の額

(改正後の算定方法)

最低制限価格は、業務ごとに次に掲げる額の合計額に消費税(5%)を加算した額とします。ただし、上限は設計額の80%、下限は設計額の60%です。

業務区分		①	②	③	④
測量業務		直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の40%の額	—
建築関係建設コンサルタント業務		直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の60%の額	諸経費の60%の額
土木関係建設コンサルタント業務	改正前	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の60%の額	諸経費の60%の額
	改正後	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の30%の額
地質調査業務		直接調査費の額	間接調査費の90%の額	解析等調査業務費の75%の額	諸経費の40%の額
補償関係コンサルタント業務	改正前	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の60%の額	諸経費の60%の額
	改正後	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の30%の額

(注) 土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において、改正前の費目構成により積算する発注案件は、改正前の算定方法を使用します。